

2020年5月26日

学童保育クラブを利用する保護者の皆様

子ども生活部児童青少年課長
早出 満明

学童保育クラブの育成料について（通知）

日頃より、町田市学童保育クラブ事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。標記の件について、町田市では5月31日まで新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、学童保育クラブの利用を自粛していただくよう保護者の皆様をお願いしております。

つきましては、4月及び5月の利用自粛に伴う学童保育クラブ育成料について、下記のとおり取扱いをいたします。

記

1. 育成料の特別対応

町田市が利用の自粛をお願いした期間中については、学童保育クラブを利用しなかった日の育成料を日割りで減額いたします。減額する育成料は、期間中の利用状況を確認した上で決定しますので、保護者の皆様には2020年4月分及び5月分の育成料を一旦はお納めいただくようお願いいたします。

2. 育成料の特別対応期間

2020年4月1日（水）から5月31日（日）まで

3. 還付・充当の方法

- (1) 月の利用が1日もない児童については、育成料を全額還付もしくは充当いたします。
- (2) 1か月の単位を25日として、1日あたりの日割り額を算出いたします。
- (3) 日割り額に、利用しなかった日数で乗じた額を、還付もしくは充当いたします。

※還付・・・口座へ返還すること

充当・・・翌月分以降の育成料に充てること

4. 還付・充当の流れ

- (1) 4月分及び5月分の育成料をお納めください。
- (2) 4月及び5月の出席表で、利用状況（出席回数）を確認します。
- (3) 利用日数に応じて、4月分及び5月分の育成料返還額を決定します。

- (4) 引き続き、学童保育クラブに在籍している場合は、翌月分以降の育成料に充当します。
 (5) すでに退会された方には、登録済みの口座に振り込みます。

5. 還付・充当の時期

決定した4月分及び5月分の返還額と、還付もしくは充当の時期については、8月上旬に通知書にてお知らせいたします。

《日割り単価表》

減免の階層	育成料 (月額)	日割り単価 (月25日)
減免なし	9,000円	360円
減免区分5	8,000円	320円
減免区分4	7,000円	280円
減免区分3	6,000円	240円
減免区分2	3,000円	120円
減免区分2 (同時利用の二人目)	1,500円	60円

※減免区分1は、育成料が全額免除の世帯のため除きます。

[例] 育成料月額9,000円 (減免なし世帯)

4月は3日利用し、5月は5日利用した場合

4月・・・9,000円 - (360円×3日) = 7,920円 (返還額)

5月・・・9,000円 - (360円×5日) = 7,200円 (返還額)

合 計 返 還 額 15,120円

①入会中の方には、8月以降の育成料に充当します

8月分に9,000円充当 (8月分のご負担は0円)

9月分に6,120円充当 (9月分は、差額の2,880円をご負担)

②すでに退会された方には、8月以降に全額を登録済みの口座に振り込みます。

子ども生活部児童青少年課

電話: 042-724-2182 (直通)